

# 五條吉野土地改良区土地改良財産売却入札公告書

五條吉野土地改良区告示第1号

令和5年5月17日

五條吉野土地改良区 理事長 寺本 保英 ㊟

下記により土地改良財産売却の入札を実施します。

1 売却財産の名称、数量、性質、所在及び見積価額並びに入札保証金は下記のとおりです。

2 入札の方法	一般競争入札
3 入札の日時	入札 令和5年6月7日(水) 午前10時00分
4 入札の場所	五條吉野土地改良区事務所2階会議室
5 代金納付期限	不動産売買契約締結の日から30日以内(別途案内)
6 入札参加資格	① 五條吉野土地改良区の組合員であって、賦課金の滞納のない者。 ② 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人。 ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び同条第6号に該当しない者及び暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していない者。 ④ 指定日までに売買代金の支払いができる者。 ⑤ 今般の入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為を行っていない者。
7 入札参加申込及び各種様式の配布期間	令和5年5月17日(水) 午前9時から令和5年5月31日(水) 午後3時まで。(土日祝を除く)
8 その他	① 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は、買受人の負担。 ② 不動産売買契約書において、特約を付す。 ③ 事前に入札参加資格申込が必要。 ④ 事前に配布する、五條吉野土地改良区土地改良財産売却入札実施要領を必ず確認し、入札に参加すること。

## 記

物件番号	物件調書				最低売却価額	入札保証金
	所在地	地目	地積	賃貸借又は地上権の内容		
1	五條市牧町2524番地	山林	7,298㎡		145,960円	15,000円

各種手続き窓口及び問い合わせ先

〒637-0035 奈良県五條市靈安寺町2205番地1

五條吉野土地改良区 総務課

TEL 0747-22-0007

(9時00分から15時00分まで)(土日祝を除く)